

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県過疎地域における県税の特別措置条例（令和3年香川県条例第15号）

- 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）が制定されたことに伴い、過疎地域の区域又は特定市町村の区域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において特別償却設備の取得等をした者等に課する県税の特別措置について定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県税条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第16号）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は、令和4年1月4日から施行することとした。

◇香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第17号）

- 1 縮島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴い、香川県縮島振興対策実施地域における県税の特別措置条例（平成5年香川県条例第20号）、香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例（平成27年香川県条例第38号）及び香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例（平成30年香川県条例第27号）について、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県建築審査会条例等の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第18号）

- 1 県民の利便性向上等の観点で押印等の見直しを行うことに伴い、香川県建築審査会条例（昭和25年香川県条例第46号）、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）について、所要の改正を行うこととした。
- 2 令和3年9月1日から施行することとした。

◇香川県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第19号）

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）の一部改正により、県が条例で定めることとされる信号機の基準について、新たな機能が追加されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。